

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、ゴルフ場のコース管理の業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、業務中に左足が車両系建設機械のバケット部と接触することにより負傷し、C病院で受診したところ、「左足関節捻挫」と診断された。また、同年〇月〇日にも同様に業務中に頭部が車両系建設機械のバケット部と接触することにより負傷し、同病院を受診したところ、「頸椎捻挫、頭部外傷I型」と診断された。

その後、転医を繰り返し、平成〇年〇月〇日にD医療センターを受診したところ、「中心性頸髄損傷」と診断された。

請求人によると、二度の業務上災害及び上司からの日常的な嫌がらせによって、不安感や絶望感を自覚するようになったとしている。請求人は、妻が服用していた精神安定剤や睡眠導入剤を一度に大量服用したことをきっかけとして平成〇年〇月〇日にE医院を受診したところ、「混合性不安抑うつ障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の

処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）被災者の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、F医師の平成〇年〇月〇日付け意見書、G医師の平成〇年〇月〇日付け意見書及びH医師の平成〇年〇月〇日付け意見書を踏まえた上で、要旨、被災者は、遅くとも平成〇年〇月〇日には、ICD-10診断ガイドラインにおける「F41.2 混合性不安抑うつ障害」（以下「本件疾病」という。）を発病していたと述べている。

当審査会としても、被災者の症状等の経過に照らすと、専門部会の意見は妥当であると判断する。

（2）ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。その要旨については、

決定書別紙の記載を引用する。)を策定しており、当審査会は、その取り扱いは妥当と判断することから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の精神障害発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」または「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人及び再審査請求代理人(請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。)は、二度の労働災害や上司からの執拗な復帰催促、復帰後の就労のあり方及び解雇をほのめかす発言などのいじめや嫌がらせによる心理的負荷が原因で、本件疾病を発病した旨主張するので、以下検討する。

(イ) 平成〇年〇月〇日、請求人は、作業中、車両系建設機械のバケット部が左足首に接触、負傷し、C病院を受診したところ、「左足関節捻挫」と診断されており、これは、認定基準別表1の具体的出来事の類型「(重度の)病気やケガをした」に該当することとなり、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」である。

しかし、請求人の当該受傷による診療日数は、通院1日のみであり、負傷後4日目に業務に復帰しており、その負傷の程度や療養経過等から、当審査会としても、当該出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(ウ) さらに、平成〇年〇月〇日、請求人は、作業中、車両系建設機械のバケット部が頭部に接触、負傷し、C病院を受診したところ、「頸椎捻挫、頭部外傷1型」と診断され、同日から6日間入院し、その後、複数の医療機関で通院加療を受けている。

請求人らは、当該労働災害について、生死に関わるものであり、認定基準別表1の特別な出来事の類型「心理的負荷が極度のもの」に該当する旨

主張する。

当審査会としては、当該出来事も、前記（イ）同様に、認定基準別表1の具体的出来事の類型「（重度の）病気やケガをした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に該当するとみて検討するも、決定書理由に説示するとおり、当該受傷による診療日数は、経過観察のための入院6日間、通院日数14日間程度であり、約3か月後の〇月〇日には業務に復帰しており、後遺障害を残すような負傷でもないことから、当該出来事の心理的負荷の総合評価を「弱」とした審査官の決定は、妥当なものであるものと判断する。

（エ）この点、請求人らは、当該労働災害に係る経験は、認定基準別表1の具体的出来事の類型「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当する旨を主張するが、「悲惨な事故や災害の体験」等に相当するとは言い難く、上記のとおり判断することが相当である。

（オ）請求人らは、請求人が上司からの執拗な復帰催促、復帰後の就労のあり方、解雇をほのめかす等の発言をしたことが、請求人を排除する目的のいじめや嫌がらせであるともを主張する。

同主張についても、当審査会では一件記録を精査したが、各関係者の申述及び証拠からは、請求人の主張するいじめや嫌がらせがあったという事実は確認できず、決定書理由に説示するとおり、認定基準別表1の具体的出来事の類型「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて検討した。しかし、当該上司の言動はあくまで業務指導の範囲内と認められるものであり、その心理的負荷の総合評価を「弱」とする審査官の決定は、妥当なものであると判断する。

また、請求人らは、平成〇年〇月〇日に行われた請求人とI及びJの3名による話し合いの場で、乱暴で脅迫めいた言動等を受けた旨主張するが、当審査会としては、それら上司2名の言動は、請求人の立場も気遣った上での発言であったと認められるものであり、一般的な指導の範囲を超える内容とは認められないものと判断する。

なお、請求人の職場での言動について、同僚のKは、要旨、「平成〇年

にコース管理へ異動したときは、休みは要りません等と言っていたのに、2, 3週間後には、『親父が』などと言い出し、頻繁に休むようになりました。その後、父親が亡くなった後は、眼が開かないや、歯茎から血が出てとか、いろんな理由で休んでいました。」及び「事故の前、私が休憩室にいと、請求人の妻に呼ばれ、請求人の所へ行くと、突然、私の目の前で倒れました。そして、フラフラするから休むと言って、自宅へ戻っていたことがあります。こういったことはしょっちゅうありました。」と具体的に述べているところ、上司による指導は、請求人の勤務意欲を改善する目的であったとみるのが妥当であり、請求人らの主張は認められない。

(カ) 請求人らは、本件疾病発病日である平成〇年〇月〇日以降に精神障害の悪化につながる出来事があった旨の主張も行っていることから、当審査会としては、一件記録を精査するも、別表1の特別な出来事に該当するものは認められなかった。

ウ 業務以外の心理的負荷及び個体側要因について、請求人は平成〇年〇月〇日にL医院を受診し、「パニック障害」と診断され、同年〇月〇日まで通院した事実が認められる。

さらに、請求人の診療歴によれば、請求人は既に平成〇年〇月〇日の時期には、不眠症、睡眠障害等の傷病名にてM病院で治療を受けている事実も認められる。

エ 以上のことから、業務による心理的負荷の総合評価が「弱」である出来事は認められるものの、恒常的な長時間労働も認められず、当審査会としては請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「強」に至らず、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

なお、請求人のその他の主張についても、子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見い出せなかった。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。